

先物・オプション取引における新規又は転売若しくは買戻しの指示方法の見直し等に伴う  
国債証券に係る有価証券先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例等の一部改正  
新旧対照表

目 次

( ページ )

1 . 国債証券に係る有価証券先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例の 一部改正新旧対照表 .....	1
2 . 株価指数先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表 .....	3
3 . 株券オプション取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の 一部改正新旧対照表 .....	4
4 . 国債証券先物オプション取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例の 一部改正新旧対照表 .....	8
5 . 株価指数オプション取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表	9
6 . 株券オプション取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の 施行規則の一部改正新旧対照表 .....	10

国債証券に係る有価証券先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(受渡決済)</p> <p>第18条 国債証券先物取引の各限月取引について、<u>最終売建玉(売建玉(各限月取引の決済が未了である売買約定(以下「未決済約定」という。))に係る数量のうち売約定に係る数量をいう。以下同じ。))のうち、取引最終日までの間に買戻し(売建玉についての反対の取引をいう。以下同じ。))が行われなかったものをいう。以下同じ。)</u>又は最終買建玉(買建玉(各限月取引の未決済約定に係る数量のうち買約定に係る数量をいう。以下同じ。))のうち取引最終日までの間に転売(買建玉についての反対の取引をいう。以下同じ。))が行われなかったものいう。以下同じ。)については、当該限月取引の受渡決済期日において当該最終売建玉及び当該最終買建玉の受渡決済(受渡決済代金及び国債証券を授受することにより決済することをいう。以下同じ。)を行う。</p>	<p>(受渡決済)</p> <p>第18条 国債証券先物取引の各限月取引について、<u>最終売建玉(取引最終日までの間に買戻しが行われなかった売建玉(各限月取引の決済が未了である売買約定(以下「未決済約定」という。))に係る数量のうち売約定に係る数量をいう。以下同じ。))</u>をいう。以下同じ。)<u>又は最終買建玉(取引最終日までの間に転売が行われなかった買建玉(各限月取引の未決済約定に係る数量のうち買約定に係る数量をいう。以下同じ。))</u>をいう。以下同じ。)については、当該限月取引の受渡決済期日において当該最終売建玉及び当該最終買建玉の受渡決済(受渡決済代金及び国債証券を授受することにより決済することをいう。以下同じ。)を行う。</p>
<p>(委託の際の指示事項)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>2 顧客が国債証券先物オプション取引における権利行使を委託した場合又はその割当てを受けた場合には、その都度、当該権利行使により成立する国債証券先物取引の限月取引ごとに、前項第2号に掲げる事項を、取引参加者に指示するものとする。</p>	<p>(委託の際の指示事項)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>2 顧客が国債証券先物オプション取引における権利行使を委託した場合又はその割当てを受けた場合には、その都度、当該権利行使により成立する国債証券先物取引の限月取引ごとに、前項第2号及び第5号に掲げる事項を、取引参加者に指示するものとする。<u>この場合において、顧客が当該権利行使が行われた日の翌日の午前8時20分までに当該指示を行わなかったときは、当該指示を行わなかった数量について新規の売付け又は新規の買付けの指示を行ったものとみなす。</u></p>

<p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、第1項第2号に掲げる事項の指示について、あらかじめ顧客が指定した方法に従い取り扱うことに取引参加者が同意している場合には、顧客は、その都度、当該指示を行うことを要しない。この場合において、取引参加者は、当該事項について、当該顧客が指定した方法に従い取り扱うものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>4 <u>第1項及び第2項の規定にかかわらず、顧客は、取引参加者とあらかじめ合意することにより、第1項第2号に掲げる事項の指示を当日の午後4時15分(半休日においては当日の午後0時15分とし、第2項の場合には翌日の午前8時20分とする。)までの取引参加者の指定する時限までに行うことができる。この場合において、顧客が取引参加者に当該取引参加者の指定する時限までに当該指示を行わないときは、新規の売付け又は新規の買付けの指示を行ったものとみなす。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成18年12月31日までの当取引所が定める日から施行する。</p>	

株価指数先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(委託の際の指示事項)</p> <p>第49条 (略)</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、同項第2号に掲げる事項の指示について、あらかじめ顧客が指定した方法に従い取り扱うことに取引参加者が同意している場合には、顧客は、その都度、当該指示を行うことを要しない。この場合において、取引参加者は、当該事項について、当該顧客が指定した方法に従い取り扱うものとする。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、顧客は、取引参加者とあらかじめ合意することにより、同項第2号に掲げる事項の指示を当日の午後4時30分(半休日においては午後0時30分)までの取引参加者の指定する時限までに行うことができる。この場合において、顧客が取引参加者に当該取引参加者の指定する時限までに当該指示を行わないときは、新規の売付け又は新規の買付けの指示を行ったものとみなす。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成18年12月31日までの当取引所が定める日から施行する。</p>	<p>(委託の際の指示事項)</p> <p>第49条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

株券オプション取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>( 上場廃止等 )</p> <p>第 4 3 条 対象株券について、次の各号のいずれかに該当する場合には、当取引所が定める日に、当該対象株券に係る株券オプションの上場を廃止する。</p> <p>( 1 ) ・ ( 2 ) ( 略 )</p> <p>( 3 ) <u>当取引所がマザーズへの上場市場の変更を行う場合</u></p> <p>2 ~ 4 ( 略 )</p>	<p>( 上場廃止等 )</p> <p>第 4 3 条 対象株券について、次の各号のいずれかに該当する場合には、当取引所が定める日に、当該対象株券に係る株券オプションの上場を廃止する。</p> <p>( 1 ) ・ ( 2 ) ( 略 )</p> <p>( 新設 )</p> <p>2 ~ 4 ( 略 )</p>
<p>( 自己計算による取引の制限及び大口建玉の報告 )</p> <p>第 4 4 条 ( 略 )</p> <p>2 ( 略 )</p> <p>3 第 1 項に規定する制限数量は、対象株券の 3 月末日 ( 以下この項において「基準日」という。 ) 現在における上場株式数 ( 対象株券の上場日が基準日後の日である場合には、当取引所がその都度定める日現在における上場株式数をいい、基準日現在において株式分割又は株式無償割当てに伴い株式会社日本証券クリアリング機構 ( 以下「クリアリング機構」という。 ) の業務方法書の規定により建玉の変更が行われた場合において新株券が発行されていないときは、当該新株券の数量を加える。 ) の 1 % ( 基準日からさかのぼって 1 年間における対象株券の当取引所の市場及び国内の他の証券取引所が開設する取引所有価証券市場における年間売買高の合計 ( 対象株券の上場日が基準日の 1 年前の応当日の翌日後の日である場合には、最近の対象株券の売買高を勘案して当取引所がその都度定める。 )</p>	<p>( 自己計算による取引の制限及び大口建玉の報告 )</p> <p>第 4 4 条 ( 略 )</p> <p>2 ( 略 )</p> <p>3 第 1 項に規定する制限数量は、対象株券の 3 月末日 ( 以下この項において「基準日」という。 ) 現在における上場株式数 ( 対象株券の上場日が基準日後の日である場合には、当取引所がその都度定める日現在における上場株式数をいい、基準日現在において株式分割に伴い株式会社日本証券クリアリング機構 ( 以下「クリアリング機構」という。 ) の業務方法書の規定により建玉の変更が行われた場合において新株券が発行されていないときは、当該新株券の数量を加える。 ) の 1 % ( 基準日からさかのぼって 1 年間における対象株券の当取引所の市場及び国内の他の証券取引所が開設する取引所有価証券市場における年間売買高の合計 ( 対象株券の上場日が基準日の 1 年前の応当日の翌日後の日である場合には、最近の対象株券の売買高を勘案して当取引所がその都度定める。 ) が上場株式数の 1</p>

が上場株式数の10%未満の場合にあっては、0.7%)に当たる株式数に相当する取引単位(100単位の数量に満たない端数は切り捨てる。)とし、当該制限数量は、基準日以降の当取引所がその都度定める日から起算して、原則として1年間適用する。

4 前項の規定にかかわらず、当取引所は、クリアリング機構の業務方法書の規定により建玉の変更が行われた場合その他対象株券の売買状況等を勘案して当取引所が必要と認める場合は、対象株券の上場株式数、取引単位その他の事項を勘案して制限数量をその都度定めることができる。

5 (略)

(委託の際の指示事項)

第63条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、同項第6号に掲げる事項の指示について、あらかじめ顧客が指定した方法に従い取り扱うことに取引参加者が同意している場合には、顧客は、その都度、当該指示を行うことを要しない。この場合において、取引参加者は、当該事項について、当該顧客が指定した方法に従い取り扱うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、顧客は、取引参加者とあらかじめ合意することにより、同項第6号に掲げる事項の指示を当日の午後4時30分(半休日においては午後0時30分)までの取引参加者の指定する時限までに行うことができる。この場合において、顧客が取引参加者に当該取引参加者の指定する時限までに当該指示を行わないときは、新規の売付け又は新規の買付けの指示を行ったものとみ

0%未満の場合にあっては、0.7%)に当たる株式数に相当する取引単位(100単位の数量に満たない端数は切り捨てる。)とし、当該制限数量は、基準日以降の当取引所がその都度定める日から起算して、原則として1年間適用する。

4 前項の規定にかかわらず、当取引所は、第5条第1項第2号又は第2項の規定に基づき対象株券を新たに選定した場合、クリアリング機構の業務方法書の規定により建玉の変更が行われた場合その他対象株券の売買状況等を勘案して当取引所が必要と認める場合は、対象株券の上場株式数、取引単位その他の事項を勘案して制限数量をその都度定めることができる。

5 (略)

(委託の際の指示事項)

第63条 (略)

(新設)

(新設)

なす。

(顧客の取引の制限)

第78条 (略)

2・3 (略)

4 第1項に規定する制限数量は、対象株券の3月末日(以下この項において「基準日」という。)現在における上場株式数(対象株券の上場日が基準日後の日である場合には、当取引所がその都度定める日現在における上場株式数をいい、基準日現在において株式分割又は株式無償割当てに伴いクリアリング機構の業務方法書の規定により建玉の変更が行われた場合において新株券が発行されていないときは、当該新株券の数量を加える。)の1%(基準日からさかのぼって1年間における対象株券の当取引所の市場及び国内の他の証券取引所が開設する取引所有価証券市場における年間売買高の合計(対象株券の上場日が基準日の1年前の応当日の翌日後の日である場合には、最近の対象株券の売買高を勘案して当取引所がその都度定める。)が上場株式数の10%未満の場合にあっては、0.7%)に当たる株式数に相当する取引単位(100単位の数量に満たない端数は切り捨てる。)とし、当該制限数量は、基準日以降の当取引所がその都度定める日から起算して、原則として1年間適用する。

5 前項の規定にかかわらず、当取引所は、クリアリング機構の業務方法書の規定により建玉の変更が行われた場合その他対象株券の売買状況等を勘案して当取引所が必要と認める場合は、対象株券の上場株式数、取引単位その他の事項を勘案して制限数量をその都度定めることができる。

(顧客の取引の制限)

第78条 (略)

2・3 (略)

4 第1項に規定する制限数量は、対象株券の3月末日(以下この項において「基準日」という。)現在における上場株式数(対象株券の上場日が基準日後の日である場合には、当取引所がその都度定める日現在における上場株式数をいい、基準日現在において株式分割に伴いクリアリング機構の業務方法書の規定により建玉の変更が行われた場合において新株券が発行されていないときは、当該新株券の数量を加える。)の1%(基準日からさかのぼって1年間における対象株券の当取引所の市場及び国内の他の証券取引所が開設する取引所有価証券市場における年間売買高の合計(対象株券の上場日が基準日の1年前の応当日の翌日後の日である場合には、最近の対象株券の売買高を勘案して当取引所がその都度定める。)が上場株式数の10%未満の場合にあっては、0.7%)に当たる株式数に相当する取引単位(100単位の数量に満たない端数は切り捨てる。)とし、当該制限数量は、基準日以降の当取引所がその都度定める日から起算して、原則として1年間適用する。

5 前項の規定にかかわらず、当取引所は、第5条第1項第2号又は第2項の規定に基づき対象株券を新たに選定した場合、クリアリング機構の業務方法書の規定により建玉の変更が行われた場合その他対象株券の売買状況等を勘案して当取引所が必要と認める場合は、対象株券の上場株式数、取引単位その他の事項を勘案して制限数量をその都度定めること

ができる。

付 則

この改正規定は、平成18年12月31日までの当取引所が定める日から施行する。

国債証券先物オプション取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(委託の際の指示事項)</p> <p>第53条 (略)</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、同項第5号に掲げる事項の指示について、あらかじめ顧客が指定した方法に従い取り扱うことに取引参加者が同意している場合には、顧客は、その都度、当該指示を行うことを要しない。この場合において、取引参加者は、当該事項について、当該顧客が指定した方法に従い取り扱うものとする。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、顧客は、取引参加者とあらかじめ合意することにより、同項第5号に掲げる事項の指示を当日の午後4時15分(半休日においては午後0時15分)までの取引参加者の指定する時限までに行うことができる。この場合において、顧客が取引参加者に当該取引参加者の指定する時限までに当該指示を行わないときは、新規の売付け又は新規の買付けの指示を行ったものとみなす。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成18年12月31日までの当取引所が定める日から施行する。</p>	<p>(委託の際の指示事項)</p> <p>第53条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

株価指数オプション取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(委託の際の指示事項)</p> <p>第58条 (略)</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、同項第5号に掲げる事項の指示について、あらかじめ顧客が指定した方法に従い取り扱うことに取引参加者が同意している場合には、顧客は、その都度、当該指示を行うことを要しない。この場合において、取引参加者は、当該事項について、当該顧客が指定した方法に従い取り扱うものとする。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、顧客は、取引参加者とあらかじめ合意することにより、同項第5号に掲げる事項の指示を当日の午後4時30分(半休日においては午後0時30分)までの取引参加者の指定する時限までに行うことができる。この場合において、顧客が取引参加者に当該取引参加者の指定する時限までに当該指示を行わないときは、新規の売付け又は新規の買付けの指示を行ったものとみなす。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成18年12月31日までの当取引所が定める日から施行する。</p>	<p>(委託の際の指示事項)</p> <p>第58条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

株券オプション取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場廃止等)</p> <p>第17条 株券オプション特例第43条第1項又は第2項の規定により株券オプションの上場を廃止する場合の当該株券オプションの上場廃止日は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日とする。ただし、やむを得ない事由により当取引所が必要と認める場合は、当取引所がその都度定める日とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 株券オプション特例第43条第1項第3号の規定により株券オプションの上場を廃止する場合</u></p> <p><u>取引開始日が当該対象株券のマザーズへの上場市場の変更を行う日前である限月取引のうち最後に取引最終日が到来する限月取引の取引最終日の翌日</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 株券オプション特例第43条第3項の規定により当取引所が定める限月取引及びその数は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 株券オプション特例第43条第1項第3号の規定により株券オプションの上場を廃止する場合</u></p> <p><u>当取引所がマザーズへの上場市場の変更を行う日以降の日を取引開始日とする新たな限月取引に係る取引については、これを行わないものとする。</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p>	<p>(上場廃止等)</p> <p>第17条 株券オプション特例第43条第1項又は第2項の規定により株券オプションの上場を廃止する場合の当該株券オプションの上場廃止日は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日とする。ただし、やむを得ない事由により当取引所が必要と認める場合は、当取引所がその都度定める日とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 株券オプション特例第43条第3項の規定により当取引所が定める限月取引及びその数は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(3) (略)</u></p>

付 則

この改正規定は、平成18年12月31日までの当取引所が定める日から施行する。